

資料①

平成 30 年 7 月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者等の兼務緩和について

1 兼務制限の緩和

三次市が発注する請負対象設計金額（税込）3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）の災害復旧工事^{※1}に係る主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、兼務制限の件数（3 件以内）としてカウントしないこととしています。（兼務する全ての工事が 3,500 万円未満かつ三次市内であれば、災害復旧工事は無制限とします。）

※1 次の 3 に定める工事をいい、それ以外の工事については、従前どおりの取扱いとなります。

2 兼務承認手続の軽減

1 の取扱いにより兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認手続きを不要とします。

3 災害復旧工事の対象事業

災害復旧工事の対象は、平成 30 年 7 月豪雨に係る災害復旧工事（災害関連緊急事業、災害予防事業を含む）とします。

<対象工事の例示>

- ・ 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む。）
- ・ 農地，農業用施設，林道の災害復旧事業（改良復旧を含む。）
- ・ 小規模崩壊地復旧事業
- ・ 堆積土砂の排除事業
- ・ 公共施設，市立学校施設の災害復旧事業
- ・ 市営住宅等の災害復旧事業等
- ・ 水道施設の災害復旧事業等

4 適用期間

平成 30 年 7 月豪雨に係る復旧事業の期間